

「債権一般(債務不履行による損害賠償請求権を含む)」の消滅時効と「不法行為による損害賠償請求権」の消滅時効

債権の種類	項目	主観的起算点	客観的起算点
債権一般(債務不履行による損害賠償請求権を含む)	起算点	債権者が権利を行使することができることを知った時	権利を行使することができる時
	時効期間	5年間	① 10年間 ② 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権 20年間
	法文	166条1項1号	①166条1項2号、②167条
不法行為による損害賠償請求権	起算点	被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時	不法行為の時
	時効期間	① 3年間 ② 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権 5年間	20年間
	法文	① 724条1号 ② 724条の2	724項2号